

いわき市立高坂小学校における「学校いじめ防止基本方針」

平成26年1月策定

本方針は、いじめ防止対策推進法第13条の規定により、高坂小学校のすべての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を目的に策定しました。

1 いじめ防止に向けての基本姿勢

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。また、いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象に未然防止に取り組む姿勢を全教職員で示します。

2 いじめ対策のための校内組織の設置

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭からなる、いじめ防止等の対策のための校内組織を設置し、名称を「いじめ対策委員会」とします。なお、必要に応じて心理・福祉等に関する専門家に入っていただきます。

3 いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する取組 「別表」

4 教育委員会や関係機関等との連携

- (1) いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるときや、いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、その後の調査の仕方などの対応を協議します。これは、児童や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合も同様とします。
- (2) いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、所轄警察署と連携して対処します。また、児童の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めます。

5 保護者への連絡と支援・助言

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行います。また、事実確認により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供します。

6 懲戒権の適切な行使

いじめが確認された場合は、いじめを受けた児童の保護を第一にし、いじめを行った児童に対して学校教育法第11条の規定に基づき適切に懲戒を加えることがあります。その際は、教育的配慮に留意し、児童が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう促していきます。

7 学校評価の実施

いじめ問題への取り組み等について自己評価を行い、学校関係者評価と合わせて、その結果を公表します。